

(案)

資料 2

今後の進め方について (案)

1. 本会議において、取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足など、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、別紙のとおり、3つのワーキンググループを開催し、当該ワーキンググループにおいて検討を行い、対策案等を取りまとめ、連絡会議に諮るものとする。

下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループの開催について

平成 29 年 ○ 月 ○ 日  
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた  
関係省庁連絡会議決定案

1. 中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る等の観点から、下請等中小企業の取引条件改善について省庁横断的に必要な検討を行うため、内閣官房副長官(参)の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。

2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座長 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)  
主査 中小企業庁長官  
構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(内政担当)付)  
公正取引委員会事務総局経済取引局長  
警察庁生活安全局長  
総務省情報流通行政局長  
国税庁次長  
厚生労働省労働基準局長  
農林水産省食料産業局長  
国土交通省総合政策局長  
環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。

4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、経済産業省において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(案)

中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げカワーキンググループの開催について

平成 29 年 ○ 月 ○ 日  
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた  
関係省庁連絡会議決定案

1. 中小・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備等の観点から、中小企業・小規模事業者に必要な対策等について、省庁横断的に検討を行うため、内閣官房副長官（参）の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座 長 内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）  
座 長 代 理 厚生労働省労働基準局長  
主 査 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
中小企業庁次長  
構 成 員 警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）  
総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当）  
国税庁長官官房審議官  
厚生労働省生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省大臣官房審議官（兼食料産業局）  
国土交通省総合政策局次長  
環境省環境再生・資源循環局次長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(案)

中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループの開催について

平成 29 年 ○ 月 ○ 日  
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた  
関係省庁連絡会議決定案

1. 中小・小規模事業者の長時間労働是正や生産性向上、人材確保の取組等について、省庁横断的に必要な検討を行うため、内閣官房副長官（衆）の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座長 内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）  
主査 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
          中小企業庁長官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
          内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補  
          公正取引委員会事務総局経済取引局長  
          金融庁監督局長  
          総務省大臣官房長  
          法務省入国管理局長  
          国税庁次長  
          文部科学省生涯学習政策局長  
          厚生労働省労働基準局長  
          厚生労働省職業安定局長  
          農林水産省食料産業局長  
          経済産業省経済産業政策局長  
          国土交通省総合政策局長  
          環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。